



自医大企第 2 4 5 号
平成 1 8 年 2 月 2 1 日

都道府県自治医科大学担当部長 殿

学校法人 自治医科大学
事務局長 淵 上 俊 則

災害発生時における自治医科大学医療チームの派遣について

標記のことにつきまして、本学では、これまでも国内で災害による甚大な被害が発生した場合に、状況に応じ被災地の地域医療の確保・支援のため災害医療チームを派遣する等対応を行ってきたところであります。

また、地元栃木県が組織する災害医療派遣の「DMAT」にも登録し、災害時の協力を積極的に行っているところであります。

しかしながら、災害時の混乱の中で円滑に医療活動を進めることは非常に難しく、迅速かつ効果的な医療支援を行うため、より良い派遣の手順、方法等について検討を行いました。

つきましては、下記のとおり対応することといたしましたので、ご承知おきください。

記

1 基本的な考え方

(1) 本学は、災害により甚大な被害が発生した都道府県から医療チームの派遣要請があった場合は、栃木県DMAT（災害派遣医療チーム）とは別に、1チーム（医師、看護師、事務職員等から構成する5名程度）を編成し、本学独自の医療支援として派遣します。

なお、当該派遣は本学卒業生医師への支援を兼ねるものとします。

(2) 被災地が広範囲にわたり、複数の都道府県から派遣要請があった場合は、被災状況等を勘案し、本学において派遣先を決定します。

(3) 当該派遣の対象となる医療の範囲は、初期救急とし、派遣期間は、5日程度を基本とします。また、原則として、派遣の対象とする災害は、地震及びその他自然災害に起因するものとします。

(4) 派遣に必要な医薬材料、物品等については、原則として本学が用意しますが、不足の場合は、被災地の保健所、医療機関等に協力を要請したいと考えます。

2 派遣要請

(1) 都道府県において、災害により甚大な被害が発生し、本学から医療チームの派遣を要請したい場合は、地域医療推進課(0285-58-7053)に連絡してください。

その際には、派遣場所を指定するとともに、被災状況など把握している情報を提供してください。

(2) マスコミ報道により、甚大な被害が発生していることが明白であって、医療チームの派遣要請がない場合は、本学から都道府県に対して派遣の必要性について連絡をします。

(3) 都道府県及び本学卒業生医師への医療支援を一本化するため、同医師からの派遣要請についても、それぞれの都道府県を通していただきたく、ご配慮のほどお願いします。なお、卒業生医師に対しては本学から周知します。

